

介護老人保健施設セージュ新ことに

介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第 1 条 医療法人耕仁会が開設する介護老人保健施設セージュ新ことに（以下「事業所」という。）は、介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 介護老人保健施設セージュ新ことに
(2) 所在地 札幌市北区新琴似町 7 8 7 番地 2

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤・医師兼務）
従業員の管理と共に業務の実施状況、把握その他管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名（管理者と兼務）
疾病又は負傷に対し、的確な診断と常に医学の立場を堅持した適切な治療と指導を行う。

(3) 理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士 1名以上
通所者の心身の諸機能に関して、維持回復と日常生活の自立を助けるため理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行う。

(4) 看護師 1名以上（常勤）
医学的管理の下における適切な看護・介護を行い自立の支援を行う。

(5) 介護員 9名以上（常勤）
医学的管理の下における適切な介護を行う。

(6) 支援相談員 1名以上（常勤）
通所者の心身の状況、病状等を的確に把握し通所者又はその家族に対して助言その他の援助を行う。

(営業日及び営業時間等)

第 5 条 事業所営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとし、その間に祝日がある場合は、祝日も営業日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8時30分から17時00分

(3) その他 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第6条 介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

(1) 作業療法・理学療法・言語療法等

(2) 生活リハビリテーション

(3) 食事の提供

(4) 入浴の提供

2 前項の他、その他の費用として次の費用を徴収する。

(1) 食費 1食900円(生活保護受給者 450円)

(2) その他の利用料・費用

介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーション利用料金表の「その他の利用料・費用」に基づき支払いを受ける。

3 前項の費用支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文章で説明した上で支払いに同意する旨の書面に署名を受けることとする。

(利用料滞納以外における契約解除事項)

第7条 事業所のサービス及びその職員の人権を守る観点から、以下の事由等の発生が確認された場合、契約を解除するものとする。

(1) 通所者又はその家族が事業所へ著しい不信行為を行う場合

(2) 通所者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及び暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者又は関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他の反社会的勢力、又は暴力団関係者との利害関係者であることが判明した場合(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく)

(3) 職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為などが発生し、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合

(利用定員)

第8条 当事業所の利用定員は90名とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、北区を主体とし、西区・手稲区・東区・石狩市の範囲とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 通所申込者及びその家族は、サービスの利用に当たって、あらかじめ、事業所の運営規程の概要、契約書、従業員の勤務体制その他の重要事項について、文章等により説明を受け、サービス利用上のルールを守り、事業所の職員又は他の通所者等に対して迷惑をかけることのないよう留意しなければならない。

(褥瘡対策等)

第11条 事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者又は身元引受人は、施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、管理者に文書、電話、口答等で申し出ることができる。施設は、「ご意見箱」を用意して苦情、ご意見等を受付け、また、苦情については、別紙図1に記載の手順に従い、誠意を持って対応する。

(秘密の保持と個人情報の保護)

第13条 施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設及びその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

3 この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続する。

4 施設及びその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

5 施設は、利用者から予め文書で同意を得た場合に限り次の情報提供を行う。

(1) 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

(2) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。

6 施設は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止ししなければならない。

7 施設が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとする。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担とする。）

(緊急時の対応)

第14条 施設は、施設医師の医学的判断により受診が必要と認めた場合、利用者に関して協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがある。

2 施設は、利用者に対し、施設における介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションサービスでの対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介する。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、利用者及び身元引受人が指定する者に対し緊急に連絡を行う。ただし、専門的な緊急医療を要する状態に陥った時は、身元引受人への連絡の前に専門医療機関に転送することがある。

4 介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションのサービスにより事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じる。

5 彼の医療機関へ受診の際は、ご家族様が同伴して実施することを原則とする。

(衛生管理等)

第15条 職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、施設の整備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする。

- (1) 指針の整備
- (2) 感染対策委員会の開催
- (3) 研修及び訓練の実施

(虐待防止に関する事項)

第16条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定する
虐待防止責任者 管理者 藤原 和彦
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための委員会の設置
- (4) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年2回以上）
- (5) 成年後見人の利用を支援する
- (6) 苦情解決体制を整備する
- (7) サービス提供中に、施設職員が養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(感染症蔓延防止及び災害等発見時の対応)

第17条 感染症や非常災害の発生時においては、事業を継続的に実施するため及び非常時の体制が早期の事業再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定
 - (2) 研修・訓練の実施（年2回以上）
 - (3) 必要に応じて業務継続計画の見直し、変更
- 2 感染症蔓延及び災害発生時において、その規模や被害状況により通常の業務を行えない場合、災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携及び必要時の連絡を行う。
- 3 指定感染症蔓延時において、通常の業務を行えない場合、感染症の拡大状況を把握し予防対策を講じた上で、必要な連絡を行う。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は職員の資質の向上、サービス内容の向上を図るため、定期的に研修を行い部外の研修会等にも積極的に参加する。

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人耕仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成12年6月1日一部改訂

平成14年8月1日一部改訂

平成15年4月1日一部改訂

平成15年5月1日一部改訂

平成16年4月1日一部改訂

平成17年7月1日一部改訂

平成17年10月1日一部改訂

平成18年4月1日一部改訂

平成18年5月1日一部改訂

平成18年8月26日一部改訂

平成19年4月10日一部改訂

平成20年9月1日一部改訂

平成21年4月1日一部改訂

平成23年4月1日一部改訂

平成24年4月1日一部改訂

平成26年4月1日一部改訂

平成27年4月1日一部改訂

平成27年8月1日一部改訂

平成28年4月1日一部改訂

平成29年4月1日一部改訂

平成30年4月1日一部改訂

平成30年8月1日一部改訂

令和元年5月1日一部改訂

令和元年10月1日一部改訂

令和2年4月1日一部改訂

令和2年10月1日一部改訂

令和3年4月1日一部改訂

令和4年7月11日一部改訂

令和4年10月1日一部改訂

令和5年5月1日一部改訂

令和6年6月1日一部改訂

令和6年8月1日一部改訂

令和7年4月1日一部改訂

令和7年5月1日一部改訂

令和7年5月23日一部改訂